

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 政府による緊急支援対策の一部を紹介致します ～融資保証対象拡大／中小に無利子・無担保融資 など～

政府は、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ「資金繰り支援」等の支援策を実施しています。今回はその支援策の一部を紹介致します。

1. 【信用保証】

経済産業省は、新型コロナウイルスにより影響を受けている中小事業者への資金繰り支援施策として、セーフティネット保証（以下 SN 保証）4号の発動及び5号の対象となる業種について追加指定しました。この措置により、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

SN 保証4号は、原則として最近1か月の売上高が前年同月比20%以上減少等の場合、幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務を保証する制度で、**全都道府県が対象**に指定されています。SN 保証5号は、最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少等の場合、特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、SN 保証4号と同枠）で借入債務を保証する制度で、**宿泊業、飲食業などが追加指定**され、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの対象業種は587業種となっています。（信用保証のお問合せについては、最寄りの信用保証協会まで。SN 保証5号の指定業種は経済産業省・中小企業庁 HP よりご確認ください）

さらに、SN 保証に加えて、「**危機関連保証**」が初めて発動されました。これにより、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれる中小事業者等においては、**一般保証及び SN 保証とはさらに別枠(最大 2.8 億円)で保証を受けることができます。**
(※SN 保証4号・5号の保証及び危機関連保証については市区町村長の認定が必要です)

2. 【融資】

日本政策金融公庫において「**セーフティネット貸付**」の要件が緩和されました。**売上高が5%以上減少等といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象**にする特別措置をとっています。

また、中小・小規模事業者（フリーランスを含む）に対し、「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」が創設されました。新型コロナの影響で売上高が5%減少するなどの打撃を受けた企業は、**信用力や担保にかかわらず一律金利とし、融資後の3年間まで 0.9%の金利引き下げ**を適用することができます。

さらに前述の貸付制度により貸付を行った中小事業者のうち、**特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給**を行うことで資金繰りを支援する「**特別利子補給制度**」も実施されています。「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併用することで、**実質的に無利子・無担保**で融資を受ける

ことができます。

その他にも、「**マル経融資**」の金利引き下げも実施されています。「マル経融資」とは、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度のことです。最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方に対して、**別枠1000万円の範囲内で当初3年間、通常金利から0.9%引き下げ**をする措置をとっています。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長されています。

また、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付である「**衛生環境激変対策特別貸付**」も実施されています。**旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方を対象**に、最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ今後も減少が見込まれること、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれることのいずれにも該当する方がご利用いただけます。

3.【給付金】

感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して支給する、事業の継続を支え、再起の糧とするための、「**持続化給付金**」が創設されました。この給付金は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により**売上高が前年同月比で50%以上減少している方を対象**に、「**前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12 か月)**」が支給されます。(※法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内)

※新型コロナウイルス感染症にかかる事業者支援制度の要件等は更新される場合があります。各資金繰り支援制度の詳細や、その他雇用関連等の支援制度については、経済産業省または厚生労働省のHPをご覧ください。

当組合でも資金繰り相談等承っておりますので、お気軽にご相談ください

本店営業部	052-451-5141	岡崎支店	0564-21-5141
一宮支店	0586-72-0256	今池支店	052-732-5426
豊橋支店	0532-53-7336	柴田支店	052-614-1231
春日井支店	0568-85-3222	津支店	059-224-1161

<https://www.a-sg.jp/>

◆新型コロナウイルス感染症特別貸付に関するお問合せ先

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

◆新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

商工中金 特別相談窓口：0120-542-711

愛知県・三重県信用保証協会の各支店

◆給付金に関するお問合せ先

中小企業庁 金融・給付金相談窓口：03-3501-1544